

# ○大府市指定学校変更及び区域外就学取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市立学校設置条例（昭和45年大府市条例第53号）別表に規定する小学校又は中学校において、指定学校変更又は区域外就学をする場合の許可基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「指定学校変更」とは、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第5条第2項の規定により大府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した小学校又は中学校を、政令第8条の規定により通学区域外の市内の小学校又は中学校に変更して就学することをいう。

2 この要綱において「区域外就学」とは、政令第9条の規定により、市外に居住する児童又は生徒が市内の小学校又は中学校に就学することをいう。

(指定学校変更及び区域外就学の許可基準)

第3条 教育委員会は、児童若しくは生徒又はその保護者が別表第1に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、期間を定めて指定学校変更又は区域外就学を許可することができる。

(指定学校変更の手続)

第4条 指定学校変更の申請をしようとする児童又は生徒の保護者（以下「指定学校変更申請者」という。）は、指定学校変更申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、指定学校変更が相当と認める場合は、指定学校変更前の小学校又は中学校の校長及び指定学校変更後の小学校又は中学校の校長並びに指定学校変更申請者に通知するものとする。

(区域外就学の手続)

第5条 区域外就学の申請をしようとする児童又は生徒の保護者（以下「区域外就学申請者」という。）は、区域外就学申請書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、区域外就学が相当と認める場合は、政令第9条第2項の規定により、児童又は生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

3 教育委員会は、前項に規定する協議が成立したときは、区域外就学させる小学校又は中学校の校長及び区域外就学申請者に通知するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事由		許可期間	添付書類
住所異動	学年途中で通学区域外に住所を異動し、従来の学校に就学する場合	住所の異動日から学年末まで	
	住所異動の予定地の属する通学区域の学校に就学する場合	異動予定日の属する学年の初めから異動予定日の前日まで	異動予定年月日及び場所を確認できるもの（建築確認申請書（写）、売買契約書（写）、工事請負契約書（写）等）
	住居の建替え又は改修のため一時的に通学区域外に住所を異動し、従来の学校に就学する場合	通学区域外の住所への異動日から従来住所地への異動予定日の前日まで	
養護者居住地	保護者が児童生徒を十分に養育できない家庭において、当該児童生徒を養育する親族等の住所地の属する通学区域の学校に就学する場合	教育委員会が認める期間	保護者が養育できない状況が分かるもの
心身の障がい	児童生徒の障がいへの合理的配慮として、通学区域外の学校に就学する場合	許可日から当該学校の卒業まで	障がいの状況と必要な合理的配慮の内容が分かるもの
地理的な事情	指定学校よりも通学距離が短くなり、通学の安全が確保される場合で、別表第2に記載する学校に就学する場合	許可日から当該学校の卒業まで	
その他	その他やむを得ないと認められる場合	教育委員会が認める期間	教育委員会が指示するもの

別表第2

住所地の町名、字名	指定学校	就学を許可する学校	備考
共栄町八丁目の一部	北山小学校	共長小学校	県道名古屋碧南線より西側の地域に限る。
東新町二丁目の一部	東山小学校	共長小学校	県道名古屋碧南線より西側の地域に限る。
横根町池下、折戸、新江、寺下、寺田、酉新田、子新田及び平地の全域並びに横根町平子、前田、狐山、羽根山及び浜田の一部	神田小学校	大東小学校	横根町平子及び前田は国道366号線より南側の地域に限る。